

宇都宮市

地域生活支援拠点等体制の概要

宇都宮市 障がい福祉課 相談支援グループ

I 宇都宮市の概況

- 人口(令和6年4月現在)
514,157人
- 障害者手帳交付状況
(令和6年4月現在)

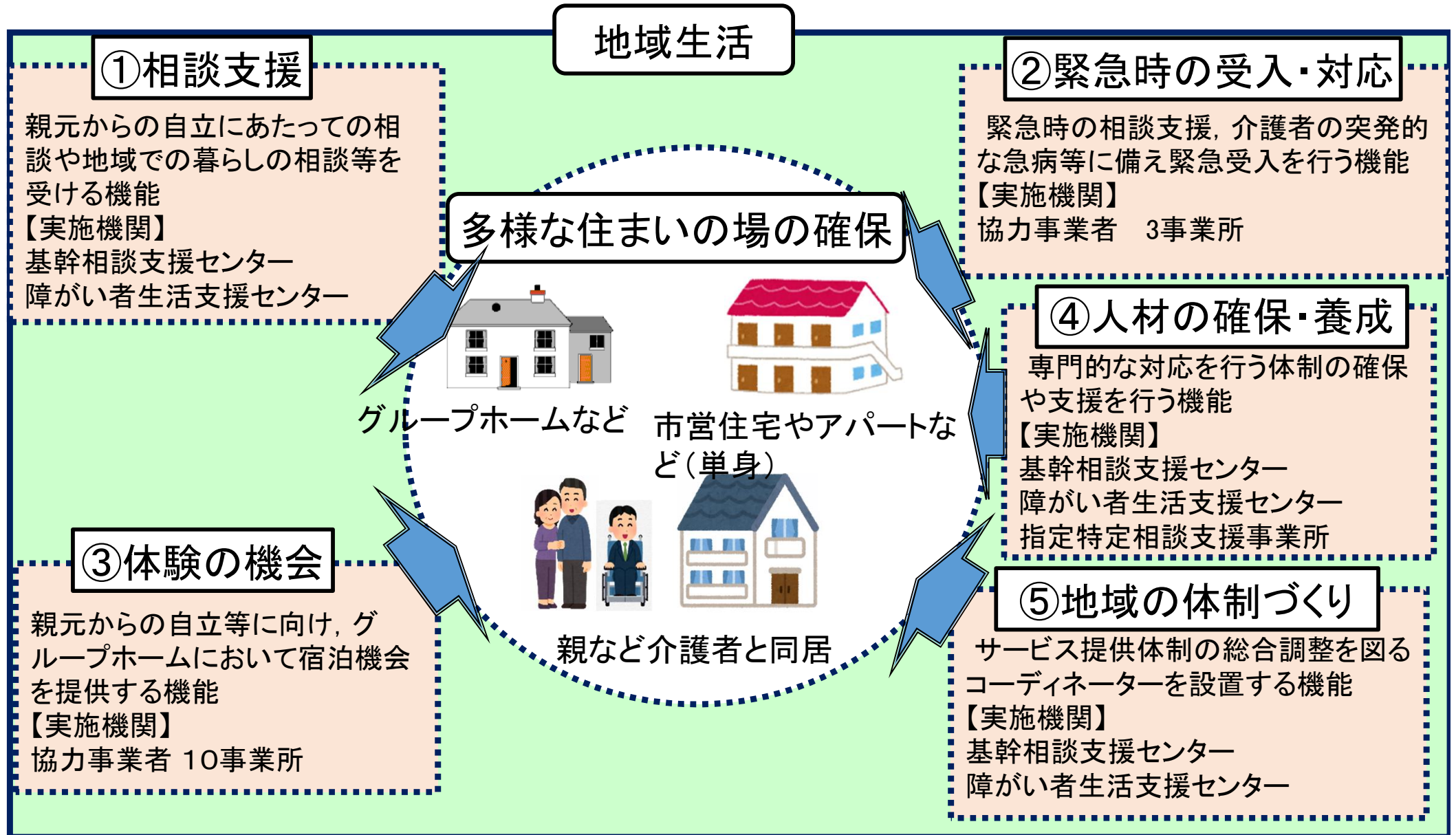
身体障害者手帳所持数	14,542人
療育手帳所持数	4,898人
精神保健福祉手帳所持数	5,754人



宇都宮市の福祉サービス事業所数(令和6年4月1日現在)

居宅介護	74	就労移行支援	16
重度訪問介護	45	就労継続支援(A型)	36
同行援護	30	就労継続支援(B型)	75
行動援護	8	就労定着支援	1
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	68
短期入所	40	放課後等デイサービス	115
生活介護	53	保育所等訪問支援	10
施設入所支援	8	障害児短期入所	21
自立生活援助	1	指定一般相談支援	13
グループホーム	66	指定障害児相談支援	38
自立訓練(機能訓練)	1	指定特定相談支援	54
自立訓練(生活訓練)	4		

宇都宮市地域生活支援拠点体制



Ⅱ 拠点等体制の概要

- 基幹相談支援センター
⇒ 平成27年に宇都宮市障がい福祉課内に設置(直営)
- 障がい者生活支援センター※
⇒ 東西南北, 中央の5圏域に設置(委託)

上記2センターに拠点コーディネーターを配置し, 地域生活支援業務に従事

※【障がい者生活支援センター】

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターとして, 「障がい者生活支援事業」の業務を下記法人に委託

社会福祉法人 同愛会

社会福祉法人 みゆきの杜

社会福祉法人 房香会

株式会社 スローライフ

社会福祉法人 すぎの芽会

Ⅱ 拠点等体制の概要

① 相談

- ・ 重層的支援体制における地区割に合わせ、「障がい者生活支援センター」を東西南北、中央の5圏域それぞれに設置。
- ・ 基幹相談支援センター，障がい者生活支援センター，指定特定相談支援事業所からなる3層構造の支援体制を構築することで，親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等，障がい児・者やその家族からの相談に応じている。



Ⅱ 拠点等体制の概要

② 緊急時の受入れ・対応

- ・ 「緊急時相談支援事業」※や「緊急一時保護事業」による緊急時の受け入れ体制を整備しており、地域で生活する障がい児・者の介護者又は保護者の急病等の緊急時に備えている。

※支援体制のフローについては、次ページ参照（発生前，発生時）

緊急時の定義

本市における緊急時とは、在宅で生活する障がい者を介護している家族等が、突発的な病気や入院，死亡，その他やむを得ない理由で介護を行うことができなくなり、障がい者が単身生活することが困難になる場合

緊急時支援のフロー図（緊急事態発生前）

利用までの流れ

利用希望者・家族等

市 = 障がい福祉課

センター = 障がい者生活支援センター

利用を希望する場合、市もしくはセンターに相談してください。

市 : 対象となるかの確認

対象者

対象外の方

必要に応じ、短期入所等の障がい福祉サービス等の利用案内等

市に登録申請

センターの相談支援専門員と面談等の実施

センターが面談等での聞き取り情報をまとめ市に情報提供

市 : 情報の登録・管理

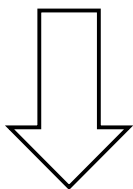
センター : 登録者からの緊急時電話相談への対応・訪問等の定期的な見守り

新たに障がい福祉サービスを利用し計画相談支援事業者と契約した場合等、本事業の対象外となり、本事業での支援を終了とする場合があります。

緊急時支援のフロー図(緊急事態発生時)

緊急時の支援の流れ

緊急事態発生



登録者もしくは家族等は、センターの
相談支援専門員に電話します。

センター : 夜間休日を含め、緊急電話の受付及び対応

センターは市と連携し入所施設等の受入れ先等の調整、確保を行います。

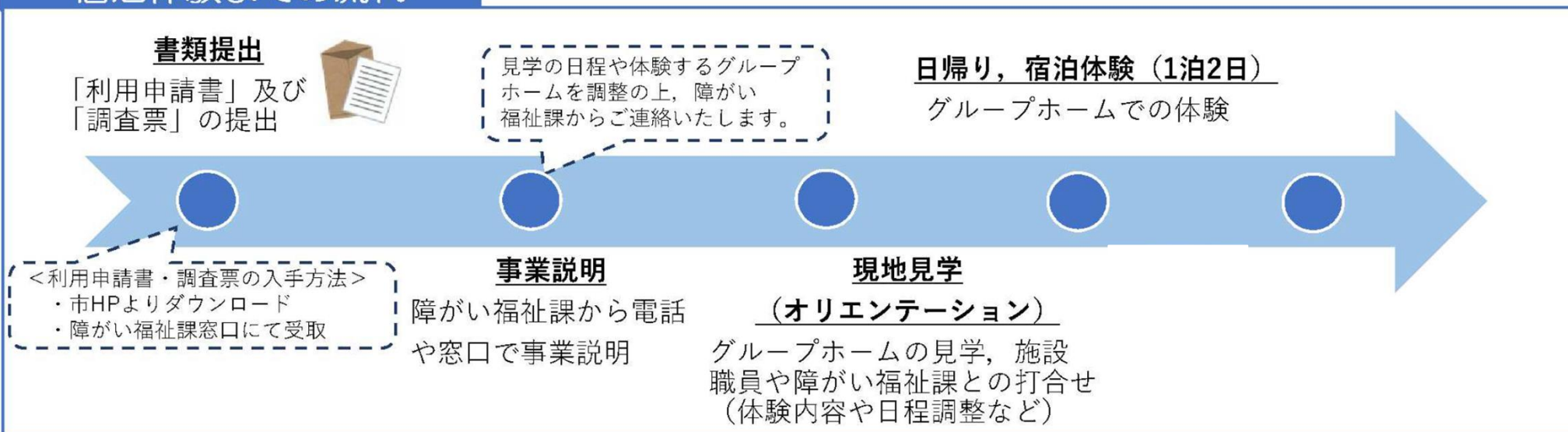
後日、関係機関を含め個別支援会議等でその後の支援の方向性の検討を行います。

Ⅱ 拠点等体制の概要

③体験の機会・場

- ・ 親なき後や親元から離れて生活することを見据え、介護者からの自立を体験できる機会として、「障がい者体験的宿泊支援事業」を実施しており、グループホームでの宿泊体験を提供。
- ・ 体験の場を提供することで障がい者等及びその家族の福祉向上を図っている。

宿泊体験までの流れ



Ⅱ 拠点等体制の概要

④ 人材の確保・養成

- ・ 相談支援専門員を対象とした、ブロック別による事例検討会等を「基幹相談支援センター」及び「障がい者生活支援センター」が共同で開催し、知識習得に加え、相談支援専門員同士の連携強化の場を提供している。
- ・ 事務知識向上を目的とした事務処理マニュアルの作成など、相談支援専門員の質の向上に努めている。

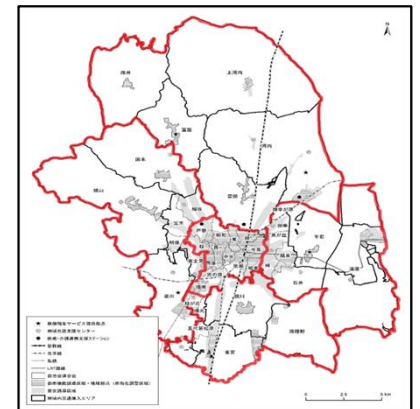
【実施内容】

- ・ ブロック別研修会（5圏域ごとによる事例検討会及び意見交換会）
- ・ 行政説明会（事務知識向上を目的として説明会及び事務マニュアルの配布）

Ⅱ 拠点等体制の概要

⑤ 地域の体制づくり

- ・ サービス提供体制の総合調整を図る拠点コーディネーターを東西南北、中央の5圏域及び基幹相談支援センターに設置しており、障がい者支援事業所や医療機関、地域等との連携を図ることで地域課題の共有やその解決に取り組んでいる。
- ・ 自立支援協議会の各部会において、市や事業所、医療機関などが連携し、地域課題の共有とその解決に取り組んでいる。



相談・コーディネーター窓口

【相談・コーディネーター窓口】

(平日日中, 夜間休日共通)

24時間365日対応

- ・障がい者生活支援センター(5か所)
- ・基幹相談支援センター(宇都宮市障がい福祉課)

Ⅲ 設置経緯・スケジュール

- 平成15年 「障がい者生活支援事業」開始
障がい者生活支援センターの設置
- 平成27年 基幹相談支援センターの設置
- 平成30年 地域生活支援部会の設置
- 令和 3年 「体験的宿泊支援事業」、「緊急時相談相談支援事業」の開始

IV 実績

【各事業の実績】(R3～R5)

○障がい者相談支援事業(①相談機能)

	R3	R4	R5
相談支援件数(件)	8,030	9,614	14,526
延利用人数(人)	2,601	3,909	6,977

※基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターで受付した相談件数の合計

○緊急時相談支援事業(②緊急時の受入・対応)

	R3	R4	R5
登録人数(人)	0	0	5
緊急時対応(人)	0	0	0

IV 実績

○緊急一時保護事業(②緊急時の受入・対応)

	R3	R4	R5
対応人数(人)	0	0	1

○障がい者体験的宿泊支援事業(③体験の機会)

	R3	R4	R5
利用者数(人)	0	7	2

【参考】

年代	障がい種別			
	身体	知的	精神	合計
30代	0	2	0	2
40代	0	4	1	5
50代	0	2	0	2

関係者との連携及び研修・検討会の実施状況

【検討会等】

- ・ 宇都宮市障がい者自立支援協議会
⇒ 地域生活支援部会, 相談支援部会

【研修会】

- ・ ブロック別研修会の開催(年2回)
- ・ 行政説明会(年1回)

【広報・PR等】

- ・ 広報紙, ホームページによる周知啓発
- ・ 関係機関への事業説明

課題

- 障がい者への早期支援を実現するため、相談の窓口や実施事業等について市民や支援関係者へ更なる周知啓発を図る必要がある。
- 重度化・高齢化に伴う、複雑化・複合化している相談内容に対応するため、相談支援専門員等の支援者については、専門性の高い知識に加え、高い対応力が求められている。

V 今後の方針

- 引き続き、障がい者が安心・安全に日常生活を送れるよう、相談支援体制の充実に取り組んでいく。
- 複合化・複雑化していく相談内容に対応するため、事例検討会等の研修の場を提供することで、支援者の質の向上に取り組んでいく。